

職員組合交渉概要	
交渉日時	令和3年1月25日(月) 14:30~15:15
提案概要	・勤務条件の変更に係る協議について
労使の別	主張の要旨
市	<p>令和3年1月8日に申し入れた勤務条件の変更に係る協議について、引続き協議を行いたい。</p> <p>初めに、前回、職員組合から代替措置として、夏季休暇の付与日数増など福利厚生等を拡充すべきとする要求事項について回答する。</p> <p>職員給与の時限的な減額が行われる令和3年度については、夏季休暇の付与日数を、現在の6日から2日の増とし、8日とする。</p> <p>加えて、取得期間について、現在の6月から9月までとしているところを、6月から10月までと拡大し、取得しやすい環境を整えたいと考えている。</p> <p>なお、取得期間の拡大は、時限的措置ではなく、来年度以降も継続することとし、夏季休暇の取得率の向上により、ワーク・ライフ・バランスの充実につなげたいと考える。</p> <p>職員組合としては受入れ難い提案内容となっていると思われるが、コロナ禍における厳しい社会状況や佐倉市の財政状況を踏まえご理解頂きたい。</p> <p>当該回答に対し、また他に質問等はあるか。</p>
組合	<p>福利厚生等の拡充要求について、夏季休暇の付与日数の増、取得期間の拡大という回答は了解した。</p> <p>については、本改正内容について、真に実効性のあるものとする為にも、所属内における職員の夏季休暇取得予定表の作成等を通じて各所属長がしっかり取得状況を管理すること、また、土日祝日も使った概ね1週間程度の連続休暇の取得を推奨し、連続して休みやすい職場環境の醸成を図ること、以上2点を人事課として主導するよう要求する。</p>
市	<p>人事課としても、連続した夏季休暇の取得推奨及び休みやすい職場環境の醸成を図るべく周知を行うと共に、夏季休暇の完全取得に向けて努力していく。</p>
組合	<p>次に、前回交渉時にも要求した、令和4年度における独自削減の完全撤廃に関し、改めて要求する。</p> <p>厳しい財政状況を踏まえ、行政サービスを切る以上は市民に不都合を強いるのであるから、市民感情にも配慮し自ら身を削る必要があるとの総務部長の発言があり、組合としても、立場は違えど、当局と目指すべきところは同じというスタンスにおいて一定の理解をしている。</p> <p>よって、令和3年度における独自削減については妥結やむなしとの考えを持っているが、一方で、この理由で今回妥結すると、今後も財政状況が好転しない限りは漫然と独自削減がなされるのではないかとの強い懸念を持たざるを得ない。</p>

	<p>逆説的になるが、佐倉市は花火大会やマラソン大会がある、また、美術館や音楽ホールといった文教施設を有している、こういった他団体にはない住民サービスを提供していることにより我々の給与がベースアップしたことはない。しかし住民サービスを切らざるを得ないときには給与も下げるという説明は、成立しないのではないか。</p> <p>本市のみが災害等局所的な要因により財政状況が悪化しているのなら独自削減も選択肢とは考えるが、前回交渉時に質問したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅減収となるのは、当市に限った事象ではない。そして、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の悪化は、きちんと人事委員会勧告により我々の給与に跳ね返ることとなっている。</p> <p>よって、今回の事由による独自減額は、今回だけにさせていただきたい。新型コロナウイルス感染症を理由とする独自削減は令和4年度以降は絶対に実施しない。ここを改めて強く要求したい。</p> <p>財政課長の発言にもあった、構造改革を行い黒字体質に戻す必要があるというところを、もう1度人件費に頼るという二の矢は選択肢として無いという不退転の覚悟を示すことが、強力行財政改革を推し進めるうえで必要なのではないか。</p> <p>人との接触は感染リスクであるから、テレワークが推奨されている。しかし、我々の行政サービスは、テレワークのみでは決して成立しない。職員は、止めることのできない住民サービスを提供する為に、自身の感染リスクと闘いながら勤務している。</p> <p>前回、総務部長から、職員はよくやってくれているとの認識を示していただいたが、そのような状況で必死に働いている職員に対し、さらに給料が今後また独自削減されてしまうのではないかという不安までをも抱かせて仕事をさせることができるのか。</p> <p>人事を総括する立場として、少しでも職員の不安解消に資するべく、改めて、新型コロナウイルス感染症を理由とする独自削減は令和4年度以降は決して行わない、ここをはっきりと表明いただけないか。</p>
市	<p>令和3年度当初予算編成において、本市の厳しい財政状況が明らかとなる一方で、新型コロナウイルス感染症への対応及び必要な住民サービスへの財源を確保することから、当該財源確保に向けた歳出削減の一環として、職員給与の時限的な減額に協力を願ったところだが、もちろん、特殊な状況下であったとしても、懸命に働いている職員の給与をカットすることは、出来る限り避けるべき最終手段であると考えている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症を理由とする給与の独自削減を令和4年度以降は決して行わないことを表明してほしいとの要望に対しては、今後の社会情勢によるところが大きいと、この</p>

	<p>場で約束することは出来ないが、今後、財政部より同様の要請があった場合には、職員給与より先に削減すべき経費が存在しないか等、職員の立場にたって、十分な調整を図りたいと考えている。</p>
組合	<p>最後に、コロナ禍により既に多数の民間事業所で月例給や一時金等の削減が行われていることから、今年の千葉県人事委員会勧告は、月例給・一時金ともに相当な引き下げ勧告になることが予想される。</p> <p>今回提案のあった市独自の削減に加えて、県人勧等に基づき給与等が引き下げられると、職員の生活に及ぼす影響があまりに大き過ぎる。</p> <p>よって、県人勧等による給与等の引き下げ等が今回の独自削減を上回る場合にあっては、県人勧等の削減を上限とし、市独自の削減を上積みしないよう要求する。</p>
市	<p>人事課としては、懸命に働いている職員の給与をカットすることは出来る限り避けるべきものと考えている中で、苦渋の決断をしたもの。</p> <p>佐倉市の給与制度については、今後も千葉県人事委員会勧告に準拠する方針に変わりはないが、来年度の千葉県人事委員会勧告は、マイナス勧告も覚悟しなければならない状況と認識しており、今回、職員給与の時限的な減額を実施した場合においては、これに配慮したうえで、適正な給与水準を実現していく必要があると考えている。</p> <p>ただし、来年度の社会情勢や勧告の内容が明確でない現時点で、来年度の勧告に対する具体的な対応については、今、この場で約束することは出来ないことから、来年度の給与にかかる要求については、勧告後の協議事項とさせていただきたいので、ご理解をお願いしたい。</p>
組合	<p>組合からの夏季休暇の付与日数増の要求に対して、令和3年度は付与日数を8日とするという回答については、評価する。</p> <p>さきほど要求したとおり、是非とも全ての対象職員が8日の夏季休暇を消化できるよう、当局からイントラ通知等により周知を徹底し、休暇が取りやすい職場環境の醸成に努めていただきたい。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が蔓延すると共に、厳しい佐倉市の財政状況に基づくものであるということには一定の理解を示すが、1月というこの時期において、来年度の会計年度任用職員を除く全ての職員の給与減額を行うという提案は、安直かつ拙速なイメージを抱かざるを得ない。職員組合としても、職員向けの説明会を先週開催したが、今回の減額の提案には、困惑している者も少なくない。</p> <p>この度の職員給与の減額という方針は、財政部からの依頼に基づき、総務部として決定したとのことだが、最終決定したのは市長である。安直かつ拙速という指摘があることを理解した</p>

	<p>うえで、職員の給与を減額することについて承認されたのか、承認されたのであれば、市長としてどのように考え、判断なされたのかを確認したく、職員組合としては、本件妥結に際し、最後の要求事項として、市長との直接交渉を要求する。</p>
市	<p>職員給与の時限的な減額という厳しい提案内容であることから、市長から説明させて頂くべき案件であると理解する。 執行部において、時間等を調整するので、一旦交渉を中断として宜しいか。</p>
組合	<p>了解した。</p>
市	<p>《一時中断後、再開》 引き続き協議を始めさせて頂く。 初めに協議内容の確認を行う。令和3年度当初予算編成に際し佐倉市の厳しい財政状況及び新型コロナウイルス感染症に対処する必要性を踏まえ、一層の歳出削減が不可欠であることから、職員給与の時限的な減額を行うことについて協議する。 このことについて、協議を重ねてきたが、厳しい提案内容であることから、本件妥結に際し、最後に佐倉市長としての考えを直接伺いたいとする職員組合からの要求に基づき、この場を設けさせて頂いた。 それでは、職員組合から質問をお願いします。</p>
組合	<p>職員給与の時限的な減額については、新型コロナウイルス感染症が蔓延すると共に、厳しい佐倉市の財政状況に基づくものであるということには一定の理解を示すが、1月というこの時期において、来年度の会計年度任用職員を除く全ての職員の給与減額を行うという提案は、安直かつ拙速なイメージを抱かざるを得ない。職員組合としても、職員向けの説明会を先週開催したが、今回の唐突な減額の提案には、困惑している職員も少なくない。 改めて市長にご理解賜りたいのは、我々職員の給与決定についてである。我々地方公務員は、民間企業の労働者と異なり、争議権や団体交渉権などの労働基本権が制約されている。そのため、民間企業における労使交渉を通じた賃金改定に代わるものとして、地方公務員法第26条に人事委員会勧告が規定されている。すなわち、労働基本権が制約されている代わりに、人事委員会がきちんと適切な給与水準を勧告してくれるというものである。佐倉市においても、職員の給与改定については、長らく千葉県的人事委員会勧告を尊重するということで我々双方合意してきた経緯がある。もちろん、最終的に給与を決定するのは議決権を有する議会だが、我々職員組合から言わせていただくとすれば、今回の独自削減は、いわば「禁じ手」である。我々職員の給与は、あくまで労働に対する「対価」なのであって、市の施策を実施するための「財源」では決してない。 この度の職員給与の減額という方針は、財政部からの依頼に基づき、総務部として決定したとのことだが、最終決定をなさ</p>

	<p>ったのは市長である。安直かつ拙速という指摘があること、また、今申し上げた給与決定の法体系を理解されたうえで、我々職員の給与を減額することについて承認されたのか、承認されたのであれば、市長としてどのように考え、判断なされたのか、お考えを市長からのお言葉として直接伺いたい。</p>
市	<p>組合員の皆様には、日頃から市政運営にご理解・ご協力を頂き、御礼申し上げます。</p> <p>また今年度は、国や千葉県の給与勧告が例年と比べて、かなり遅れた影響もある中で、期末手当の0.05か月の引下げについて、先般、遅滞なく実施するための協議を申し入れたところ、速やかに妥結いただいたこと、改めて感謝申し上げます。</p> <p>給与改定の実施にあたっては、人事委員会を持たない市町村では、県の人事委員会勧告を参考としつつ、それぞれの実情に応じ決定しているところで、佐倉市においては、千葉県人事委員会勧告の内容が地域における民間給与の実態を反映したものであり、これに準拠することが、佐倉市職員の適正な給与水準を確保する上で合理性があると考えており、今までどおり尊重したい。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下、このたびの令和3年度当初予算編成に際し、歳入見込みの大幅な減により、財源不足が深刻な状況であることから、令和2年10月から実施している、特別職給料の10%の減額については、当然、令和3年度も継続するとして、大幅に住民サービスの歳出削減を行う中で、一般職の皆様にも、給与の減額を要請せざるを得ない状況であると判断したところであり、給与水準を引き下げることが目的としたものではない。</p> <p>昨年の台風や大雨などの自然災害に続き、今年度にかけては、新型コロナウイルス感染症対策に迫われ、大変厳しい状況に対して、「力」を結集し、「オール佐倉」で、この危機的状況を乗り越えようとしている中で、職員の皆様に給料の減額をお願いすることは、大変申し訳なく、非常に重く受け止めている。</p> <p>コロナ禍という前例のない非常事態であることを踏まえ、何卒ご理解いただきたく、協力をお願いする。</p>
組合	<p>市長としても、大変苦渋の中での判断であったということは理解した。このような、まさに前例のない世界的難局ともいえる状況において日々舵取りをなさっている市長のご苦勞、ご努力に敬意を表したい。市長の常々おっしゃっている「オール佐倉」、これは当然我々職員がまずもって一致団結をせねばならない。職員組合としても、今頂戴した市長のお言葉は、しっかりと職員に伝えさせていただく。</p> <p>一方で、今回の提案が、残念ながらその「オール佐倉」に深刻な亀裂を生みかねない震源となっていることにもご理解をいただきたい。令和3年度当初予算内示翌日の1月8日に唐突になされた本提案に際し、職員組合としても、時間的な制約から</p>

	<p>当局と十分な交渉が行えたとは言えない状況ではあるが、その中でも、令和4年度以降の独自削減完全撤廃、ここを確約できないか再三要求をしてきたが、残念ながら「出来る限り避けるべきものと考えている」との回答内容に留められている。</p> <p>市長から、昨年末には我々職員に対し、「コロナ禍において懸命に職務を果たしてこられた皆さんは私の自慢であり誇りである」との労いのお言葉をいただいた。止めることのできない住民サービスを提供する為に、職員は日夜自身の感染リスクと闘いながら勤務している。そのような状況で必死に働いている職員に対し、今回に限らず、今後もさらに給料が再び独自削減されてしまうのではないかと不安までも抱かせて仕事をさせることがどれ程つらい事か、お気持ちを寄せていただきたい。令和4年度以降は安心してくれ、令和3年度だけ耐え忍んでくれ、この一言をいただければその不安は払拭できる。改めてお考えをお聞かせいただきたい。</p>
市	<p>コロナ禍というこれまで経験したことのない社会情勢の中で、全力で職務に邁進されている職員の皆様は、私は常に「佐倉市の誇り」と考えている。</p> <p>今回、私としても、この難局に立ち向かう職員の皆様に対して、給与の削減をお願いすることは痛恨の極みであり、市政を預かる身、そして職員を預かる身としての板挟みの中で、苦渋の決断をした。</p> <p>来年度以降の話だが、仮に新型コロナウイルス感染症が収束に向かったとしても、社会経済情勢の好転に過度な期待をすることはできず、現時点で令和4年度について確約申し上げることは、慎重にならざるを得ない。</p> <p>もちろん、状況が好転しないからといって、漫然と財源不足を招き、安易に職員給与の削減をお願いするというつもりは、全くない。そのような事態を招かないよう、私も市長としての職責を果たす一方で、職員の皆様においても、英知を結集し、新たな財源の確保や歳出の削減を図り、行財政改革を推し進めながら共に乗り越えていきたいと考えているので、是非協力を賜りたくお願いする。</p>
組合	<p>市長のお考えは理解した。</p> <p>この度の職員給与の独自削減に際し、職員組合より代替措置として福利厚生等の拡充を併せて要求しており、先ほどの総務部長交渉において、夏季休暇の付与日数の増、取得期間の拡大という提案をいただいた。職員としては、給与独自削減という大きな犠牲に見合う代替措置には到底及ばないが、コロナ禍における市の状況を考えると、この際は「やむを得ず」当局からの提案を受け入れる。</p> <p>しかし、これだけの犠牲を受け入れるのであるから、これからも我々職員の生活のことも常に心に留めていただきたい。職員の生きていくためのお金を削るようなことは、本当に最後の</p>

	<p>最後の手段であることをご認識いただきたい。また、冒頭申し上げた千葉県人事委員会勧告が出された場合には、当然にこれを尊重するとともに、真摯に労使で協議を行うことをここで改めて約束していただきたい。</p> <p>そして、これから絶対的に市のため、市民のためはもとより、市職員のためにも正しい市政に取り組んでいただきたい。以上の要望を意見として付し、職員組合としては、本件“妥結”とさせていただきます。</p>
市	<p>職員給与の時限的な減額という厳しい提案に対して、佐倉市の財政状況や社会状況を踏まえ、理解いただき感謝申し上げます。</p> <p>また、引き続き千葉県人事院勧告がだされた場合には、真摯に協議させていただきます。</p>